

第7回宍粟市総合計画審議会議事録（要旨）

日 時 平成23年2月7日（月）13時30分～16時
会 場 本庁舎
出席委員 林 昌彦委員、水谷 雄委員、西林 長太郎委員、春名 玄貴委員、平岩 直江委員、上林 博幸委員、三渡 圭介委員、油田 久美子委員、池谷 奈穂委員、太田 幸四郎委員、小池 時子委員、壺阪 興一郎委員、津和野 泰明委員、春名 省吾委員、前野 佐和子委員、小林 武美委員、進藤 智彦委員、春名 千代委員
宍粟市 伊藤企画部長、岡崎企画部次長、宮崎企画管理課長、大谷企画管理課副課長、
（事務局） 大前企画管理課係長 西川企画管理課主査

- 議 事
- 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 審議事項
 - ① 議事録について
 - ② 第7回審議会資料 整理表について
 - ③ パブリックコメント実施結果について
 - 4 宍粟市総合計画後期基本計画の答申について
 - 5 市長のあいさつ
 - 6 閉 会

【資料】

財政収支見通し（補足資料）
平成23年度施政方針
宍粟市自治基本条例

○事務局

今回で答申をいただく予定としていますが、審議の進捗によるかと思えます。よろしくお願ひします。それでは開会にあたりまして、会長である林先生よりごあいさつをいただきます。

○会長

みなさんこんにちは。第7回を迎え審議が概ねまとまってきたかと思えます。予定通り今日は市長さんもいらっしゃいますので、その場で答申を申し上げるということをしてしたいと思います。最後までよろしくお願ひをしたいと思います。それでは審議内容に入っていきます。まず資料の確認をお願いします。

○事務局

資料は事前に送らせていただきました資料と、お手元に配布させていただいている財政収支見通し、介護サービスの利用状況です。それとこの度、宍粟市で自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます。その概要版を配布させていただいています。そして、平成23年度市政方針といいまして、23年度の予算編成が概ねまとまり、議会へ上程しています。その資料を配布させていただいています。

○会長

パブリックコメントに対する回答について、今回の主な審議となりますが、その前に議事録について説明をお願いします。

○事務局

本来であれば、第6回の議事録を事前に配布しまして、本日承認をいただくこととなっていたわけですが、申し訳ありません、そこまで至っておりません。本日の第7回の議事録もありますので、その7回と6回を合わせて、みなさんにご案内させていただいて、そしてまた、期限を以て承認をいただきたいと思っております。その後、修正等がございましたら会長の林先生と協議をさせていただきたいと考えています。会長に一任をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長

第6回の議事録が間に合っておりません。今日の議事録につきましても議事録を確定するという手続きがありますが、そのみで集まっていたということはいけませんので、同様に書面を見ていただき、ご意見をいただいて確定は私に一任させていただきたいと思うのですが、そのような手続きでよろしいでしょうか。

○委員

承認

○会長

はい、ありがとうございます。まず、説明をお願いします。

○事務局

それでは表題の第7回審議会資料整理表（H23.2.25）をお願いします。2月7日の第6回審議会での整理表の内容につきまして、審議をいただきました。色の付いている箇所は、皆さんからご意見をいただき、再度検討をした箇所です。色なしの部分は、前回の審議で承認いただいたということで省略させていただきます。この色のついているもののみを説明させていただいて、審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは3番からお願いします。

前回の会議で、介護サービスの利用状況はどのようになっているのかという意見を委員さんの方からありましたので、本日資料を配布させていただいています。平成19年3月から22年3月、毎年度の3月の状況を表しています。直近では平成23年1月の状況を表しています。これは全て65歳以上の認定者の状況でございます。「1号認定者 総数」というところがございます。例えば平成19年3月でしたら、1850名の認定者がいらっしゃいました。平成21年3月、1989名、22年3月、2000人と高齢化が進む中で介護の認定者数も増えているという状況がこの表から見受けられます。要支援、要介護など介護の状況の認定の区分がございます。要支援1の利用率では、平成19年3月、59.5%で、平成23年まで、概ね50%代の利用率となっています。これにつきましては、介護の程度がまだまだ進行していない、元気な方ということで、介護サービスの利用が少ない状況にある結果がこの利用率に表れています。そして介護認定度が上がっていくにつれて、利用率は高まっています。要介護3の例えば平成23年1月では99.7%ということで、ほぼ100%の方が認定を受けて利用されており、介護の程度、状況が進行してサービスを必要とされる方がいらっしゃるという状況です。そして要介護4、5と要介護の状況が高まっていくわけですが、23年1月を見ていただくと、要介護4では96.1%、要介護5では、88.5%ということで、なぜこれが低くなっているかと言いますと、例えば総合病院で入院をされて実際に医療を優先されるということ

で、病気を患って介護サービスを受けられないという状況が背景にあります。

○会長

これにつきましては、介護認定されていて、利用者がいるのかということが問題ではないかということでした。一人ひとりの状況について把握をする体制ができているという風に理解していいでしょうか。

○事務局

このような全体的なところでの数値の把握は出来るのですが、新聞など報道等で問題になっていまず経済的負担が重荷となり、100%の利用ができないという状況は、市の方では把握していません。利用者や事業者それぞれの利用の状況を確認しないと分からないことであり、現在の利用状況の分析までは至っていません。

○会長

それでは、今の状況についての説明を受けて更にご意見がありましたらお願いしたいのですが。

○委員

近頃は施設に行かれる方が増えていますが、施設に行かれている方はこの数字の中に入っているのですか。

○事務局

障害のある方の自立支援のことだと思うのですが、その方はこの資料には含まれていません。

○会長

他にございませんでしょうか。では、一旦先へ進めさせていただきます。次の説明をお願いします。

○事務局

第5章6節の103ページです。第6回の審議会の指摘事項で上水道の未接続の世帯が他市町と比較してどのような状況にあるのかというところで、再度市の課題を整理しています。まず、宍粟市の接続の状況でございます。市内にはほとんどの所で上水道の整備がなされているわけですが、波賀町では引原区域、山崎町では小茅野・母栖の区域、一宮町では阿舎利区域というところで一部未普及区域があります。これは今後市としても解消に向けて進めていく必要があるのではないかと、そのように整理をしています。現状と課題の修正では、宍粟市の水道の普及率は、県内の普及率99.8%を下回っているところから、「上水道の未復旧区域の解消に努めるとともに、施設・管路の老朽した施設の計画的な更新を行い、安全な飲料水の提供に努めなければなりません。」ということで現状と課題を整理させていただいています。

○会長

前回よりも更に追加的な説明が入りました。そして最終的にめざすものは、安全な飲料水の提供ということで、めざすべき方向性といいますか、目的を明示した記述となっています。これにつきましてはいかがでしょうか。

○委員

少し質問をさせていただきます。先ほどの未普及の地域ですが、その地域には簡易水道も入っていないということですか。

○事務局

はい、そうです。それも入っておりません。山水や井戸水などの利用をされている区域です。

○委員

はい、わかりました。

○会長

一旦先へ進めます。次のページの説明をお願いします。

○事務局

第6章5節120ページです。第6回審議会での指摘事項では、前回修正の提案をさせていただいたところ、「行政手法の見直し」のところで重複をしているのではないかというご意見をいただきました。再検討して「行政評価により事業の有効性を評価する中で、PDCAサイクルによる継続的な見直しを行い、真に必要な事業に取り組みます。」と整理しています。なお、このPDCAサイクルといえますのは、行政評価で使用している用語ですが、こういった用語につきましては、最終的に冊子にする際には注釈を入れて分かりやすくさせていただきます。

○会長

PDCAサイクルとは、計画を立て、実施して、その結果を評価して改善を図るというサイクルを繰り返し行っていくことです。予算だと1年ですし、基本計画だと5年という期間の中で進めていくということです。民間の企業でも行っていますし、やはりやりっぱなしではいけないということは、行政でも同じことであり、評価の結果を明らかにして改善に取り組んでいくことを明示するという主旨です。こここのところでは行政評価により更に事業の見直しに取り組んでいくという主旨です。これにつきまして何かご意見はございますか。無ければ一旦進めさせていただきます。

○事務局

第2章1節24ページ「農業の振興」です。第6回審議会での指摘事項で、県が鹿捕獲数を2万頭から3万頭へと目標の見直し、その状況を受けてまちづくり指標の平成23年度、25年度、27年度の1,000頭を3,160頭に見直しました。その中で2万から3万の1万頭増えるにも関わらず、市の計画が3倍になっている。それが妥当な指標になっているのかどうかを再確認していただきたいという指摘事項でございました。担当部署に確認しますと、近年兵庫県で鹿による農作物の被害が全域に渡っています。前回の会議でも重点事業に追加をさせていただくと提案しましたが、宍粟市においても農作物の被害は非常に深刻な問題になっています。宍粟市の農作物を守るために、県と協議をした結果、3倍近くの捕獲をしていかないといけないということで、この目標値としています。

○会長

次も関連しますので、続けてお願いします。

○事務局

前回の会議の中で鹿駆除を重点事業に追加する整理をいたしました。更に「現状と課題」の中でも整理をしています。追加の内容は、「また、鹿などによる農作物被害が市全域に拡大しており、効果的な防止対策が必要となっております。」以上、現状と課題、重点事業、まちづくり指標について整理をしています。

○会長

目標値を達成しないと効果が出ないということの数字ということで、これを基準にして、また評価をしていくと理解したいと思います。それでは先に進みたいと思います。

○事務局

第2章2節「林業の振興」です。めざすまちの姿の中で施行計画という表記があります。その表記に補足をさせていただきます。造林や保育、伐採など計画的・合理的な森林経営を行うための施業計画という補足をさせていただいて、より分かりやすく具体的にめざすまちの姿を修正しています。

○会長

施業計画の説明ということで、関係する方以外は分かりにくいかと思いますが、これにつきましてはいかがでしょうか。

○委員

了承。

○事務局

第5章6節101ページです。前回の会議の中で、市営住宅整備計画に基づき推進しますという表記で何を推進していくのかという部分の記述が漏れているのではないかと指摘を受けました。改めて検討した結果、次のとおり修正します。「老朽化した市営住宅の整備を図るため、市営住宅整備計画に基づき更新（建替）します。この整備計画に基づき環境を整えていくこととしています。」

○会長

計画の内容が戸数を増やすのではなくて、建替のみになっているということですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

計画内容を明示するという修正です。ご意見はありますか。

○委員

了承。

○事務局

水道料金の話の中から、市内にはたくさん名水がある。その名水も違う形では宍粟市にとっての資源であるので、それを今後も活用してPRをしていく必要があるのではないかと、貴重な意見をいただいています。それを受けて、第2章4節32ページ「観光の振興」で整理をさせていただいています。宍粟50名山のことを踏まえて観光振興に努めますとしましたが、名水、揖保川や千種川の清流などの地域資源を活かした観光振興に努めますと修正し、揖保川、千種川の清流についても整理しています。

○会長

これ以外にもいろんな資源があるかと思いますが、代表的なものをここにあげたということですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

これについて、何かありませんか。

○委員

了承。

○会長

では、次の説明をお願いします。

○事務局

それでは最後になります。第5章6節101ページです。これにつきましては、「住環境の整備と公園の充実」のところで、これもパブリックコメントの実施結果の審議をいただく中で意見をいただきました。その内容は、地域に密着した公園づくりを取り組みのあらましで記述しています。その意図には地域コミュニティの形成の場の意味もあるのではないかと、そのような意図を表現してはどうかという意見をいただきました。「現状と課題」を踏まえて取り組みのあらましで次のように修正をさせていただきます。「公園緑地の美観及び安全性を維持し、地域コミュニティ活動の場や広域避難場所など、多面的な機能が発揮できるように努めます。」

○会長

この点につきまして、ご意見はありますか。以上、9項目について説明がありました。これで修正案の確定をしたいと思っておりますので、ご意見をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員

水道水のことでも前回は話題になりましたが、今、宍粟市で大きな問題になっているのは水道料金のことです。これまでの説明では、上水道を使わないとダメだというように聞こえます。現在でも清水を使用している方はあり、その方を否定するような説明になっているように思います。飲料水として安全な水を提供する行政の役割と宍粟市の資源である清水を両立させるような表現ができないでしょうか。

○委員

山崎の街中でも井戸水を使われている人もいますね。水道料金が高いから。

○会長

水道というのはあるエリアについて水道管を引くと、それは固定的なコストとして発生するわけです。水道を使おうが使うまいが工事をしたことによってコストが発生してしまう。従ってそれを改修するためには、料金収入をもとに行うため、水道を使っていたかかなければならない。それは水道の経営という観点からすれば、使っていたかきたいという主旨だと思います。ただ、それを市が強制することはできませんし、水道水より良いお水を飲んでおられる方が、なぜ、質を落としてまでお金を払って飲むのかという疑問があるかとも思います。そういう意味で必要なことは、水道水を飲んでもらうことではなくて、生活していくために安全な水を利用できると、そういう体制を取ることが行政の責任であろうと思います。そういうことで最終的に言えば、安全な飲料水の提供に努めなければならないという主旨のことを入れさせていただきました。水道の経営をどうするのかということにつきましては、簡単に答えを出せない問題なので、生活スタイルといいますか、どの水を飲むのかという好みの問題ですので、それはもちろん強制はできないかと思えます。その辺りで、例えば、安全な飲料水の提供をしていくという、それが利用できるという状況を作り出すということで、必ずしも水道を利用しなくてもそれが利用できれば良いじゃないか、私もどちらかというとその通りだと思います。また、自然環境の監視といいますか、知らないうちに飲んでいる名水も質が悪くなったり、身体に悪い影響を及ぼすような質になったりしているかもしれないので、そういった監視をするのも必要になってきます。必要な時に安全な水を利用できる体制を整えるということが課題で最終的な目標であって、上水道の整備をして経営を維持するということは、手段であるというところを、そういう関係を明示できればとは思っています。水道については、水道だけの議論というか検討をなされているわけですよ。そちらの方の議論の状況などはわかりますか。

○事務局

経営的なことですか。

○会長

はい。

○委員

水道料金を上げないと、というようなことを言われていますよね。

○事務局

今、水道料金の改定を昨年9月に議会に提案をしています。その内容は、山崎町以外の特に波賀、千種町管内の料金が大きく上がり負担が増加する提案です。そのひとつの考え方の中に、簡易水道と言われる規模の水道事業というのは中山間地にどうしても集中します。そうしますと投資はたくさんかかりますが、その対象となる人は少ないので、投資した費用全額を水道料金に転嫁すると高額な水道料金をいただかないといけないこととなります。そのような状況を緩和するために、受益者が一定の負担をすれば国の支援を受けられる制度があります。この国の支援を受けられる基準まで皆さんにご負担をいただく調整をさせていただきますという提案をしています。それが、地域によっては水道料金が倍くらいになるようなところがあります。これは、合併時には調整ができませんでした。山崎町と他を比べると格差が大変ありました。大きな課題だったのですが、その調整ができずに合併をしてから5年を目途に調整をしようということで合併が成立しました。今6年経つわけですが、この間いろんな検討をした結果、ひとつの考え方として国から補助金をもらえるところまでは統一することとし、特に波賀地域の方にご負担願うというような整理として提案をしています。今回の統一を図っても、簡易水道事業の経営は、赤字になる見込みであり税金を投入することとなります。一方、戸原区域を除く山崎町区域は上水道区域であり、基本的に料金収入で賄っているため、税金は投入していません。国の指導のもと数年後には、この簡易水道も上水道に統合しなければならないというような大きな方向性が出ています。経営統合する際に、料金の調整が大きな課題だと思っています。

○会長

そういう経営の健全を維持しながら、いかにサービスとして提供していくかという主旨ですね。

○事務局

行政として名水という資源があつて、もちろん観光資源として賑わせたいですし、確かに湧き水を煮沸して安全な形で飲んでいただくという部分については、何ら規定をするものではありませんが、一方では先ほどから言っていますように、行政には水道水の安全な水を供給するという使命、責務があります。そのためにはやはり、このように整理をさせていただいて安全な水をいつでも飲んでいただく。やはり行政としては安全で滅菌をした水を飲んでいただくということで整理をさせていただきたいと思います。

○会長

そういう考え方で市民のみなさんの側から見て、それで一応理解できるか、納得できるかどうかということですね。

○委員

親族が千種町にいますが、立派な水道施設ができたが、ほとんどが利用されていないというようなことを聞きました。

○会長

利用しないから料金が高くなっているわけであって、悪循環になっていますね。

○委員

この問題については、地域住民の方が水道施設を必要としているかどうかはひとつは重要だと思うのですが、ひとつは煮沸した安全な水を供給するということが、基本的には大事だということはよく分かるのですが、市の税金を投入して施設をつくる必要があるのかどうかをよく検討する必要があるのではないかということです。安全な水を供給するという責任の立場では必要となってくると思うのです。仮に山水を飲んでいて大変な被害になったということが起これば、また逆に市の責任になってくるということも考えられますので、その辺りを住民によく理解していただいたうえで、とういことがなければ今のような堂々巡りの議論に陥ってしまって、あんな高い金を払って使えるかという話になってしまうので、住民の方にももう少し理解を得るといふ観点の話が必要であるのではないかと思います。いわゆる安全な水というのに対しては、これが必要ですよ。山水を飲んでいる場合、大変なことが起こっても、それは個人の責任として取ってくださいよというような話になってくるかと思うのですが、その辺りのことをもう少しここへ盛り込んでいけば、納得が得られるのではないかと思うのです。

○会長

やはり市政全般として参画と協働というところを謳っておられます。参画というのは例えば、計画の策定に参加していただくということなので、水道事業や工事も含めた計画の策定に市民のニーズがどこまであるのかと、使わないものを押し売りのように水道を敷設しても困りますよということです。その市政全般についてもそうですし、この中で最後の5章のところを書いてあるわけですが、できれば水道に関してもそうであって、少し文言を入れたらと思います。先へ進めていただいて、もう一度相談していただきたいと思います。一応整理表の方で他にももう少し工夫したらどうかというご意見はございますか。ないようでしたらまた後ほど受け付けますが、先へ進みたいと思います。もうひとつパブリックコメントにつきまして、前回から審議継続になっています。こちらの資料を見てください。これは確認ですが、投稿された意見について、審議会の意見を回答することになります。その時にAからEの区分表示をつけて回答することになっていますが、前回と区分表示を変更したところもかなりありますので、まず順番に説明を進めていってください。

○事務局

前回の会議を踏まえて、意見の整理と反映区分についてまとめさせていただいています。1番では審議会の意見で「後期基本計画」を幅広く周知することが重要であり、その周知こそが市民主体のまちづくりへの一歩であると考えられるという表記をしていますが、「市民主体のまちづくりへの一歩であるというその考えを、記述が前後しているのでより分かりやすいように前のほうにしてはどうか」という意見をいただいています。そして、周知にあたってはどのように周知をするか皆さんからいろんな意見をいただきました。「有効な手段を市の方でしっかり考えて周知にあたっていただきたい」と、そのように意見をいただいています。そして、反映区分についてはEでしたが、再度検討してはどうかということもいただいております。「市民主体のまちづくりへの一歩であると考えますので有効な手段を市長に求めます。」ということで、審議会から市長の方に求めるという表記にして市に任せていただくことにしていますが、しっかり有効な手段をもって周知をしていきたいとしています。反映区分はCとして、改めて今回整理をさせていただいています。

○会長

それでは2番をお願いします。

○事務局

1番の整理区分と整合性を図って検討するようというご指摘をいただいています。反映区分をCに変更をさせていただいています。

○会長

素案そのものを修正するものではないということで、従来はEでしたが、どちらかと言えば、この審議の中でもそういう主旨で進めていこうということでしたので、それはCとしてすると。そして1番につきましては、この審議会での方向は決定できませんが、周知していただくというのは、当然の事ですので、それを特にコメントを付けたいと思います。後ほど、市長さんに答申をするわけですが、前回でお示ししましたように市民に十分周知していただくことをお願いしますという主旨を付けて答申をするというところを反映させたいと思っています。

○委員

周知について、なるべく多くの市民に周知していただくのは大切だと思っているのですが、仮に全戸にこの基本計画が渡ったとして、文字ばかり書いてあってもそれに魅力を感じてくれるかという別問題ですので、どう周知するのも大切ですが、親しみを持ってもらえるような計画書にするというのも大事なのではないかと思います。例えば宍粟市の未来をイメージして、その地域の写真を応募してその写真を掲載したりして、そういう親しみを持ってもらえるような工夫をしていくのも大事なのではないかと思いますので、市の方で周知にあたっていろいろ考えられると思いますが、どう魅力を持ってもらえるかということも考えていただければと思います。

○会長

目に留まるようなそれを読んでみようと思わせるような工夫をしてください。これもお願いをしたいと思います。今の点につきましても議事録にしっかりと載りますので、それで以て関係のある部署のところと調整をお願いしたいと思います。他にありませんか。では、次に進めさせていただきます。

○事務局

3番でございます。このことにつきましては、前回の審議のところでも一定ご理解をいただけたかと思えます。反映区分につきましても変更はありません。Bのままです。

○会長

前回の提案で変更なしということでございますが、いかがでしょうか。

○委員

了承。

○会長

それでは、3章につきまして、4番から7番までをお願いします。

○事務局

まず4番のところでは、意見で「地域福祉の充実」については「地域福祉の推進」という考えではないかという点と、後期基本計画の中に「地域福祉計画」との整合性について記載がないのではないかという意見をいただいています。指摘事項では、総合計画と個別計画の関係の説明を再検討すること。5番・6番と一体として反映区分を見直してはどうか。地域福祉計画に基づく事業の推進がやはり重要であるということで「地域福祉計画」という記述を追加してはどうかと、そのような意見をい

いただきました。そのことを踏まえて整理をさせていただいています。まず、反映区分のCに変更させていただいた分ですが、「地域福祉の充実」の基本方針は、市民や地域団体等の地域福祉活動に対する理解と参画を促進し、地域団体間、市民間の連帯感の充実を図り、効果的な地域福祉を推進すること、とそういう位置づけをしています。ですから、「基本方針のもと関係団体と連携し展開することを市長に求めます。」ということで審議会の意見を整理させていただいています。そして地域福祉計画の記述のことを今回行政が果たす役割の中で追加をさせていただいています。これにつきましても、市民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて地域福祉計画に基づいて一体となって取り組んでいきますということで「地域福祉計画」を推進することが地域の福祉の充実・推進に繋がっていくとそのように整理をしてAに変更させていただいています。

続きまして5番です。こちらにつきましては、補助事業という点では予算を削減されている、言わば重点事業とはなかなか言い難いという意見をいただいています。それにつきまして、審議会での意見を見ていただくと、市の厳しい財政状況の中、重点事業と言えども事業の見直しが必要であることを示す必要があるという考えを示してはどうかと。もう一点は、個々の具体的な進め方については、今後十分な協議をすることを審議会から市長に要望することとして、「C」の区分に整理してはどうかというご意見をいただいています。そのことを踏まえて整理をさせていただいています。反映区分につきましてはEからC区分に整理をしています。そして記述の方は、「取り組みのあらまし」を推進するための主な具体的な事業を「重点事業」として後期基本計画から掲載しているわけですが、厳しい財政状況で重点事業であっても見直しが必要と考えられると。今後具体的な事業の進め方については、十分な協議をするということを市長に求めますと整理しています。

6番です。社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会とのヒアリングが必要ではないでしょうかという意見をいただいています。その意見に対して、2月7日の審議会では連携した事業展開の中で意見を反映した基本計画となっているものとして、反映済みの「B」区分に整理ができる。もしくは、今後、さらに意見の反映を求めることを加えれば「C」区分として整理できるのではないかとそのように意見をいただいていた。4番、5番、6番を一体的に整理することによって反映区分は「C」区分で統一をさせていただいています。記述にあたりましても、「意見を反映した基本計画となっているものと考えられますが、今後、さらに関係団体と連携を図り、意見の反映していくことを市長に求めます」と整理しています。

7番です。「めざすまちの姿」のところで、宍粟市では「地域ぐるみの福祉」と表記をしているのですが、「地域福祉」に見直しすることを求めますというご意見をいただいています。それにつきまして、反映区分にあたりましては同じ「D」区分で変更はしていませんが、審議会の考え方を整理しています。まず、「地域福祉」という整理は、市の制度によるサービス、これは公助という整理になりますが、これを利用するだけでなく、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくということを「地域福祉」という位置づけをしております。その仕組みの構築には、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割を担い、協働により推進していくことが重要であるとし、その意図を表現するために「地域ぐるみの福祉」を使用しています。ということで、「地域福祉」と「地域ぐるみの福祉」ということは決して違いはないものと整理をさせていただいています。

○会長

4番ですが、これは当初の「E」から「C」と「A」に変更しています。文言も変更して「地域福祉計画」というのを追加しています。それについていかがでしょうか。

○委員

了承。

○会長

次の5番ですが、財政見通しで厳しい財政状況にあるので、重点事業といってもそのままではないですよということで考え方を示しています。前回のときに少し説明があったのですが、改めて今日説明いただき、審議したいと思います。

○事務局

事前に配布をさせていただいた資料の「基本構想の概要」に今回追加させていただいています。宍粟市の会計と財政収支の状況について説明をさせていただきたいと思います。会計には、一般会計と一般会計から切り離して独自の収入でもってその経費を賄うという特別な経理をする特別会計があります。市の特別会計は、(1)から(12)の会計がそれぞれあります。また、普通会計という会計があり、これは全国の団体と宍粟市を統計的に比較するときに用いる会計です。宍粟市では一般会計と鷹巣診療所特別会計を結合したものが普通会計となります。国民健康保険事業や上下水道事業などの特別会計に、一般会計からの赤字補てんや制度上定められた繰出金があり、その特別会計への赤字補てんや繰出金も含んだ普通会計を分析することにより、市の財政状況を見ることができます。財源では、国の補助金や県の補助金、施設などの使用料や分担金などの特定の用途のものと、税金、地方税、市民税、固定資産税や国から交付される地方交付税などの市の裁量により自由に使える一般財源の2つに分けることができます。その2つの財源をもって、私たち職員の人件費、扶助費といって障害のある方への社会保障の経費や児童福祉の経費など、全ての経費を特定財源と一般財源で賄っています。

そして、次のページでは、財政収支見通しにおける前提条件をお示ししています。この条件をもとに財政収支の見通しを作成しています。折れ線グラフを見ていただくと、平成17年度では、4億円の黒字になっています。平成19年は4億8000万円の赤字でございます。そして、平成21年には4億2000万と黒字になっています。これはどういった状況にあるかということ、宍粟市の財務構造が地方交付税という国から交付されるお金に非常に頼った状況にありまして、交付税が減った場合は平成19年度のように赤字となり、交付税が増えた場合には、平成17年度、平成21年度の黒字のように顕著に表れています。そして、平成23年から27年度にあたっては、厳しい状況にありますが、何とか黒字を確保できる状況にあると見込んでいます。しかし、国の状況が非常に不安定な情勢でありますので、交付税が減ればすぐに赤字になることから、まだまだ厳しい状況にありますので行政改革を推進して安定した財政基盤を構築していく必要があります。そして、基金残高の推移では、貯金の状況を表しています。平成19年度のような大きな赤字になったときに、基金という貯金を取り崩して対応していくこととなり、しっかりと基金を蓄えて安定的な財政基盤を築いていく必要があります。次に歳入の推移と歳出の推移を示しています。先ほど説明した折れ線グラフの収支と一致しています。歳入の188.3億円から歳出の184.2億円を引くと7ページの4.1億円になります。平成19年に4.8億円の赤字になった要因には、地方交付税が87.5億円と大きく減ったことが分かります。歳出では、まず人件費は定員適正化に基づき抑制しています。国民健康保険事業、介護保険事業、上下水道事業などの特別会計に対して赤字補てんが、増加する見込みとしています。地方債の残高では、借金の残高をグラフに表しているのですが、平成23年から25年には、学校の耐震化の整備事業を控えているので、残高が増える傾向にありますが、平成27年度には減少傾向に

あると見込んでいます。

○会長

つまり地方自治体には、これだけのことはしなければならないと義務付けられているものがあるのでそれは、どうしても支出しなければならないものです。そういう財源の手立てとして交付税があるのですが、これも時として大幅に増減することがあるということです。人件費・扶助費・公債費等については、どうしても支出しなければならない。どなたが市長さんになってもこの部分は必ずやらなければならない仕事に充てられる分だにご理解ください。繰出金は、それぞれの特別会計が独立採算の中で経営を行うわけですが、実態としては赤字を補てんしなければならない。パブリックコメントのところに戻っていただくと、意見をおっしゃっていただいた方が、重点事業なのに補助金が減らされているじゃないかというご意見なのですが、重点事業と言えども、厳しい中で全体的には減らさなければならないということもあります。そういう前提でお考えくださいという意見になっています。ただ、それぞれの事業を進めていくからには、当事者の方のニーズを無視して進めていくことはできませんので、当事者や関係者との協議についてはしっかりやっていただくようお願いをします。区分としては「E」から「C」へ変更しています。財政のことについては、用語等のこともあるので分かりにくいこともあろうかと思いますが、それも含めてご質問があればいただければと思います。この見通しというのは、どこで承認されているのですか。

○事務局

今後、庁内の中で最終的に確認をして、そして計画書の中にも載せていくことを考えています。

○会長

はい、わかりました。要するにこれは宍粟市として議会にも出されるような正式な見通しですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

5番、6番が「E」から「C」へ、7番につきましては「D」のままです。「地域福祉」と「地域ぐるみの福祉」はどちらかよく分からないのですが、「地域ぐるみ」という言葉は使われているのですよね。

○事務局

はい。

○会長

宍粟市の方で、使い続けているので途中で変えるよりはそのまま使っていた方が混乱も少ないかと思います。

○事務局

地域福祉計画の中でも「地域ぐるみの福祉」の表現は使われており、宍粟市としては分かりやすい表現で「地域ぐるみの福祉」を市民のみなさんにお伝えをしていこうというところです。

○会長

それでは、第3章の4点につきましてはいかがでしょうか。意見がなければ、この形で行かせていただきたいと思います。

○委員

了承。

○会長

次は第4章について説明をお願いします。

○事務局

前回の審議会で教育全般にこの意見は言われており、回答は少し的がずれているのではないかと委員会から意見をいただきました。反映区分はすでに反映をしていますということで「B」区分ではあるのですが、学校教育の充実の第4章2節の中の取り組みのあらましに「1 生きる力を育てる学校教育の推進」を掲げています。その中で、道徳教育や社会体験活動などあらゆる教育をとおして、健やかな心と体を備えた人づくりをめざすこととしており、そのことを踏まえて修正しています。

○会長

回答の中身が変わったのですが、ご意見の主旨とこの文は合っていますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

それでは次、9番をお願いします。

○事務局

第5章です。神姫バスの休止路線に伴う代替交通として、もしもしバスを運行しています。前回の審議会で高齢化が進むにつれてご意見のように、公共交通課題が現実としてあり、その課題に向けてご意見や要望を大切に今後検討することを市長に求める方向でどうかということで「B」区分を「C」に整理してはどうかとご意見をいただきました。反映区分につきましては、「C」区分に修正しています。なお、考え方につきましては、変更はありませんので市長に求めますという表記で整理をさせていただいています。

続いて10番も説明させていただきます。パブリックコメントで自動車の運転免許を有しない方や高齢者へタクシー等の割引券発行を希望しますと意見があり、前回の審議会で9番、10番は関連しているので反映区分を統一するように指摘により整理しています。考え方につきましては、前回の会議で承認をいただいているので変更はありません。

○会長

次もお願いします。

○事務局

11番です。意見に対しての最終的な回答としては、市としては公園の整備をすることを視野に入れて事業の計画を練っているところです。そういった意図も含めて表記を変更しています。

○会長

第5章につきましては、以上で3点です。9番と10番が関連していて検討をして今後進めますという主旨で「C」へ変更して、11番については「A」でそのままということでどうでしょうか。特にご意見が無ければこのようにさせていただきます。12番からが6章です。それでは続けて説明をお願いします。

○事務局

12番は前回の審議会で承認いただいているので変更はありません。反映区分につきましても、すでに整理済ということで変更はありません。13番、14番、15番につきましては、6章2節の「N

POボランティア活動の推進」について3つのご意見をいただいています。まず、13番です。社会福祉協議会が実施する事業との整合性を十分に図ってもらい、協議をお願いしますという意見に対して、審議会での意見は、今後意見交換を行いながら実施されることを求めますとして、区分を「E」区分から「C」区分に変更してはどうかという意見をいただいていた。修正後の記述は、「地域福祉の充実」を図るうえでは、福祉団体である社会福祉協議会との連携が重要であると考えます。今後具体的な事業の進め方については、十分な協議をすることを市長に求めますと変更して、「E」区分から「C」区分に変更させていただいています。

次に14番です。先ほどご説明させていただいた5番のことと状況が同じではないかと思えます。審議会の意見としては、5番の考え方と同じ表記をさせていただいて、反映区分につきましても同じ「C」区分としています。15番については、変更ありません。

○会長

13番と14番につきまして「E」から「C」へ変更しています。この4点につきまして、ご意見はありませんか。以上で15の項目につきまして、それぞれ審議会としての意見を付け、反映区分を示して公表するということになります。意見が無ければこれで確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

ありがとうございます。これで確定させていただきます。それと先ほどの水道事業につきまして相談したい部分がありますので、一旦ここで10分ほど休憩を入れて、その後に先ほどの修正を提案させていただきます。それでは10分間休憩します。

<休憩>

○会長

再開させていただきます。先ほど、「第7回審議会資料整理表」1ページ目の一番最後の水道について相談させていただきました。103ページの文言の修正を提示させていただきます。まず説明してください。

○事務局

先ほど委員さんからも市民の理解とニーズを把握することが必要ではないかと意見をいただきました。そのことを踏まえて、「現状と課題」を整理させていただきたいと思えます。「上水道は健康で文化的な市民生活を支える必要不可欠な生活基盤であることから、市民ニーズを反映し、効果的・計画的な整備を行なう。」というように市民ニーズを踏まえ、そのような状況をもって今後の未普及区域を解消していくというように整理させていただきます。

○会長

「市民のニーズ」か「市民ニーズ」のどちらを使用していますか。同じ主旨ですが、文として一貫しておきたいので。

○事務局

第6章5節で「市民ニーズ」ということばを使っております。

○会長

それでは「市民ニーズを反映して。」ということです。なぜこのように変更したかということは、議論等は議事録に残りますので、それを受けたということで、今後の議論にもいかせていただければと思います。改めて確認をしますが、パブリックコメントに出しました素案の原案について、ただ今の整理表の修正を加えたものを「宍粟市総合計画後期基本計画」の素案として、この審議会で確定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

はい。ありがとうございます。それともう1点、パブリックコメントについて、審議会の意見として公表することになります。それでよろしいでしょうか。

○委員

了承

○会長

はい。ありがとうございます。こちらのほうも確定をしました。はい、以上で今日の審議事項については終わりです。

<答申>

○会長

宍粟市総合計画後期基本計画について答申。平成22年9月16日付け 宍企第191号で諮問のあったことについて、当審議会は基本計画について慎重に審議した結果、別添計画書計画案のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。なお、市民主体のまちづくりを進めるために、本計画を市民に周知されることを期待します。

○市長

ありがとうございました。

○事務局

市長よりお礼のことばを申しあげます。

○市長

それでは皆さん、約半年かけて、いろいろな角度からご検討いただきましてありがとうございました。また、この3月議会に「自治基本条例」の提案をする予定にしていますが、それに先立ちまして、この計画についてもパブリックコメントにより市民に広く意見を求めたところ、15件の意見や提案がありました。その意見、提案に時間をかけて審議をいただき、心からお礼を申し上げたいと思います。また、先ほど会長からありましたように、こうした計画をできるだけオープンにしながら、さらにまた発言等を取り入れながら、進めてまいりたいと思っております。財政的にも厳しいものがありますので、今できるだけ借入金残高を減らしていこうということで、年間10億円ずつ減らす一方で、貯金にあたる基金を増やしていき、健全な財政運営のもと、市民の皆さんが元気になるような計画をどんどん進めていかなければならないと考えています。今後ともご意見をいただきながら、市政運営を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○事務局

先ほど市長からもありましたように、皆さまにお願いをしておかなければならないことが1点あります。宍粟市では、この後期基本計画だけでなく、様々な計画を策定していますが、その策定した計画の進捗状況や改善点などのフォローアップを市民の参画をいただいて実施していくこととしております。またお声をかけさせていただきたいと思いますので、その際にはよろしくお願ひします。次に、本来ならば、一人ひとりから長きにわたる審議についての感想や市長への意見・提言をいただきたいのですが、それぞれのグループの代表の方から一言いただければ幸いです。まずはAグループからよろしくお願ひします。

○Aグループ委員

失礼します。初めてこのような審議会に出席させていただいて、ずいぶん戸惑いました。その戸惑いというのは、さまざまな問題を私どもがどうしても各論でしかとらえていることができませんでした。やはり総論でこのような計画をまとめるということが不慣れといひましようか、その辺りが顕著に私に現れたのかなと反省をしています。私どものグループは、自然との共生・産業の活性化という課題をいただきました。ただ、自然との共生という中で、私たちは自然豊かな宍粟市にどっぷりと生活をしています。その良さというのが、なかなか見えにくい。もっともっと掘り下げていくべきではないだろうかという思いがしました。産業については、農業・林業・経済的な活動をしていくのは、それぞれの産業、その中で少し感じたのは、農業・林業・産業にしても、どちらかという下請けといひましようか、つくるのはつくっても売っていくということ自体にあまり力を注いでおられないというのが、私たちの地域ではないだろうかという思いがござひます。農業にしても林業にしても、米・野菜は作るけど、自分たちで売ろうということが欠けているという部分をもっとこれから先、行政と共に支援をいただきながらやっていくべきではないだろうかという思いをしたわけですから。急なことでしたので、きちっとまとめていませんが、私を感じたことです。よろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございます。続きまして、Bグループからよろしくお願ひします。

○Bグループ委員

失礼します。Bグループは教育や福祉に関することを審議しました。まず、Bグループの方いろいろとご協力いただきましてありがとうございます。総括的なことではいいですと、私もこのような席は初めてで、今思っているのは、これが市民参画の第一歩かなと思ひます。今までは外から見ただけで、中に入って実際にこのような状況を聞くのとでは、かなり違うなというのが率直な意見です。先々週でしたか、「社会教育推進策定計画」という教育のこれから10年間の宍粟市の計画にも関わらせていただいて、その時もお話させていただいたのですが、この計画を市民の皆さんに周知していただくことが大事だと思ひます。さらに、この計画をどう実行していくかが実は大事ではないか。実行するにはそれぞれが責任を持たないと計画どおりにならないのではないか。誰かがやるということではまちづくりは進まないと感じています。宍粟市が市民参画のまちづくりめざすということであれば、それは行政だけでなく、地域の自治会、我々のような企業、NPO、そのようなところに声かけするとか、何か活動をこういうことをやっていきたいので協力してほしい。あるいは、一緒にまちづくりをやっていこうと、そのような活気といひますか、勢いが、折角良い計画ができたので、今後は大事だなと感じました。みんなで宍粟市をつくっていく1人として、良い機会だと思ひます。市民の責任だと思ひますので、頑張っていきたいと思ひます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、Cグループお願いします。

○委員

失礼します。Cグループといいますか自分の意見ということで、後期総合計画の策定の中に加わらせてもらえて、知らないことがたくさんあり、いろいろ教えていただき、やはり住みよい宍粟市はみんなで作っていかないといけないなど、宍粟市の中でも北部の方など地域によって、いろいろな条件が違うと思うのです。その中で、幼稚園・小学校の統合や少子高齢化のこと、地域福祉のことなど、いろいろなことがたくさんある中で、市民が参画して、ここにおられる方をはじめ、協力して自分たちの市は自分たちでつくと強い気持ちをもって進んでいかないといけないと思います。このような良い計画ができたので、少しでもみなさんが協力してあげたいなど。住みやすい宍粟市になったらいいなと思います。

○事務局

ありがとうございました。まだまだ一人ひとりご意見をお聞きしたいと思うのですが、時間もありますので、少しここで事務連絡をさせていただきます。

○事務局

先ほど会長から市長の方へ答申いただきまして、その答申をもとに最終的に市長に判断をいただきながら最終決定し、4月末を目途に冊子を作成していきたいと思います。完成した際には委員の皆さんに送付させていただきます。ご確認をしていただき、不明な点があれば質問していただきたく思いますので、今後ともよろしくお願いします。それでは、本日予定しておりました議事が終了しました。閉会にあたり副会長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○副会長

どうもお疲れ様でした。先ほど言われていましたとおり、それぞれの立場から意見の集約が、市民主体のまちづくりに、また後期基本計画の答申に反映されて、この審議会が評価されることを期待すると同時に今後の皆さんそれぞれのご活躍の中で活かされたらと思います。最後になりましたが、皆さまのご健康にご自愛していただきまして、これをもちまして「第7回総合計画審議会」の閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。